

セクシュアルハラスメントに対する基本方針

社会医療法人財団白十字会

1

基本姿勢

セクシュアルハラスメント行為は人権に関わる問題であり、対象となった者の尊厳を傷つけ、職場環境や求職活動環境等の悪化を招く由々しき問題です。白十字会は、セクシュアルハラスメント行為を断じて許さず、全ての者が互いに尊重し合える安全で快適な職場環境・求職活動環境づくりに取り組みます。

- 白十字会は、セクシュアルハラスメントなど個人の尊厳を損なう行為を許しません。
また、それらを見過ごすことも許しません。
- 白十字会職員は、セクシュアルハラスメントなど個人の尊厳を損なう行為を行ってはなりません。
- 白十字会は、セクシュアルハラスメント等の解決のための相談窓口を設け、迅速で的確な解決を目指します。相談者や事実関係の確認に協力した方に対して不利益な取り扱いはしません。
また、プライバシーを保護します。

セクシュアルハラスメントに対する基本方針

2

定義

全ての職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内及び求職活動等において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1)性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- (2)わいせつ図画の閲覧・配布・掲示
- (3)うわさの流布
- (4)不必要な身体への接触
- (5)性的な言動により他の職員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (6)性的な言動により求職者等の求職活動等を阻害し、能力の発揮を阻害する行為
- (7)交際・性的関係の強要
- (8)性的な言動への抗議または拒否等を行った者に対して、解雇や不当な人事考課、不合理な不採用の決定、配置転換等の不利益を与える行為
- (9)その他、相手方及び他の職員、求職者等に不快感を与える性的な言動

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1)部下または同僚による妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する行動
- (2)部下または同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- (3)部下または同僚が妊娠・出産等したことによる嫌がらせ等

セクシュアルハラスメントに対する基本方針

3

取り組み

法人内における対応

- (1) セクシュアルハラスメントから職員・関係取引業者・求職者等を守るため、発生時に適切な判断・対応ができるよう、対応ガイドラインを作成いたします。
- (2)被害を受けた、または見聞きした職員・関係取引業者・求職者等向けに、相談窓口を設置いたします。
- (3)職員に対して、周知・教育を行います。

法人外における対応

- (1) セクシュアルハラスメントに対しては、職員個人ではなく組織として毅然と対応し、注意・警告を行わせていただきます。
- (2)場合によっては、医療・介護サービスの提供および関係取引業者に対する業務が行えない可能性がございます。
- (3)悪質な場合は、法的な対応をとることがございます。

相談窓口

佐世保地区(総務本部)

福岡地区(白十字病院)

総務室 係長 楠本 拓也

総務課 課長 桑本 多恵子

総務室 主任 丸田 亜祐美

総務課 主任 白垣 真弓